

学校規則

1 出欠席について

規則正しい生活を送り、基本的生活習慣を身につけて、常なる出席を心掛ける。

- (1) 常に時間を厳守し、正当な理由なく欠席、遅刻、早退をしない。
- (2) 欠席又は遅刻をする時は、事前に本人もしくは保護者等から連絡を入れる。無断欠席・無断遅刻は指導の対象となる。
- (3) 早退をする場合は、担任又は副担任に申し出て、職員室の早退届けの記入をすること。無断早退は、指導の対象となる。
- (4) 次にあげる項目は指導の対象となる。
 - ア 遅刻者が速やかに授業に出ないで校内を徘徊する。
 - イ 放課時間中に正当な理由なく、校外へ出る。
 - ウ 各授業の無断遅刻・欠課、及び学校行事における指定場所以外での徘徊行為。

2 校内生活について

学問を志す生徒として、自己の能力の向上に心掛けるとともに、常に誠意を尽くした責任ある行動をとる。

- (1) 上履き・下履きの区別を厳守する。
 - ア 上履きは学校指定のスリッパを用い、通路以外の場所及び体育館では使用しない。
 - イ 下履きは指定された下足箱を利用し、整理整頓しておく。
- (2) 教室や体育館、給食室等では脱帽し、静粛を心掛けて、授業開始時には着席して教科担任を待つ。
- (3) 常に身の回りの整理整頓に努め、不必要なものや貴重品は校内に持ち込まない。
また、所持品には記名し、自己管理を徹底する。
- (4) 挨拶の励行に心掛け、言葉遣いは品位を保ち、礼節ある態度で人と接する。
- (5) 拾得物や紛失物については、速やかに届け出る。
- (6) みだりに生徒同士での金銭や物品の貸借をしない。
- (7) 校内での火気使用は厳禁とする。
- (8) 学校の施設・設備を大切に扱い、破損しないように注意し、万一破損した場合は直ちに担任に届け出る。また、施設・設備を使用する場合は事前に関係の先生に届け出る。印刷物の掲示・配布についても同様とする。
- (9) 用件のない生徒は午後 9 時 30 分までに下校する。
- (10) 校内で部外者を発見した場合は、速やかに職員に連絡する。
- (11) 保護者および保証人の住所等に異動があった場合は、速やかに担任へ申し出る。

3 身だしなみ等の規定について

「衣は意をただす」という言葉のとおり、自己の心の表れとしての着衣であることを自覚し、身だしなみは、TPO を意識するよう努める。頭髪においても、生徒としての品位を保ち、清潔感のあるものとする。

- (1) 服装・頭髪
 - ア 入学式、卒業式は正装をする。
 - イ 日常の授業日においては私服を認めているが、安全面に配慮した服装を心がけること。
 - (ア) 肌の露出が少ない（肩や腹部等が見えない）衣服が望ましい。
 - (イ) 夜間でも目立つ（白色を基調とした）衣服が望ましい。
 - ウ 服装・頭髪は清潔にする。
 - エ 進学、就職等に支障がでないようにする。
- (2) オーバー、レインコート 交通安全上、色は明るい白系統が望ましい。
- (3) 履物 登下校時の履物は、運動靴又は革靴が望ましい。

4 車両通学について

交通規則を守り、交通事故防止に積極的に努める。特に登下校時には交通マナーの遵守とともに、危機回避意識をもって運転する。

(1) 通学

ア 整備不良の自転車は使用しない。

イ 自転車を利用する生徒はヘルメットの着用を努力義務とする。

ウ 特例特定小型原動機付自転車及び特定小型原動機付自転車の通学は許可しない。

(2) 原動機付自転車(50cc 以下)、新基準原動機付自転車(50cc 超 125cc 以下、最高出力 4Kw 以下)通学

ア 原則第二学年から通学を許可する。

イ 「誓約書」「原付通学許可願」を提出し、許可を得る。

ウ 任意保険の加入が通学許可の絶対条件となる。

エ ヘルメットは、正規のものを用いる。

オ 整備不良(マフラー改造、ナンバープレート上げ等)の原付自転車は許可しない。

(3) 自動二輪車通学

ア 原則第二学年から通学を許可する。

イ 「誓約書」「自動二輪通学許可願」を提出し、許可を得る。

ウ 任意保険の加入、校外月極駐車場等の借用契約が通学許可の絶対条件となる。

エ 整備不良、改造車については許可しない。

(4) 四輪通学については、学校に申し出て、審議の上、許可の可否を決める。

(5) 自動車学校への入校を希望する者はその旨を担当に申し出て、学校生活に支障をきたさないようにする。また、免許取得後は直ちに担任に申し出ること。

(6) 送迎について、送りは原則校外とし、迎えは原則校内とする、ただし、やむを得ず常時校内での送迎が必要な場合は、生徒指導部に申し出る。

(7) 交通事故および違反等について

ア 交通事故にあった者は、速やかに担任に申し出て「交通事故に関する報告書」を提出する。

イ 交通違反(警察補導)を犯した者は、速やかに申し出ること。

5 生徒証・学割・その他について

(1) 生徒証は常時携帯し、他人に貸与・譲渡してはならない。(有効期限1年ごと)

(2) 学割を必要とする者は「旅行届け」「学生割引証交付願い」を提出する。

(3) 盗難などの事件にあった者は、速やかに「事件発生報告書」を提出する。

6 校外生活について

(1) 本校生徒の自覚を持ち、各自の家庭および職場の一員であるという意識のもとに健全な生活を送る。

(2) 責任ある行動に留意し、問題行動(飲酒・喫煙・万引き・不純交遊・薬物乱用等)がないようにする。また、青少年立入禁止場所には立ち入らない。

(3) スマートフォン等情報端末の適正利用に心がけ、個人情報の流出やネット犯罪の加害者や被害者にならないように留意する。

(4) 未成年者にあつては外出時には保護者に行き先を告げ無断外泊をしない。また、午後11時以降の未成年者の外出は、愛知県青少年保護育成条例で禁止され、補導の対象となる。

(5) 旅行・帰国等を計画、実施する場合は、学校から連絡が取れるように事前に申し出る。

7 台風等異常気象時が発生した場合

しゅるい 種類		じたく ばあい たいおう 自宅にいる場合の対応	がっこう ばあい たいおう 学校にいる場合の対応
気象台が発表	とくべつけいほう 特別警報	じたくたいき 自宅待機	こうないたいき 校内待機 こうがい ひなんしょ いどう 校外の避難所への移動 ほごしゃ ひ わた とう 保護者へ引き渡し等
	けいほう 警報	じたくたいき 自宅待機 ごご じ かいじょ ・午後3時までに解除 へいじょうじゅぎょう →平常授業 ごご じ いこうけいぞく ・午後3時以降継続 きゅうぎょう →休業	げこう 下校または校内待機
		おおあめ こうずい 大雨・洪水	へいじょうとうこう 平常登校
		その他	へいじょうとうこう 平常登校
	ちゅういほう 注意報	きょうふう おおあめ こうずい 強風・大雨・洪水	へいじょうとうこう 平常登校
市町村が発表	がっこう 学校が しよざい 所在する	けいかい いじょう 警戒レベル4以上	じたくたいき 自宅待機
		けいかい い か 警戒レベル3以下	へいじょうとうこう 平常登校
	せいと 生徒が きょじゅう 居住する	けいかい いじょう 警戒レベル4以上	ひなん 避難
		けいかい い か 警戒レベル3以下	へいじょうとうこう 平常登校

- (1) 平常登校および平常授業の場合においても、災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等を踏まえて、休業や授業の中止を決定する。
- (2) 居住する地域の災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等により、安全に登校できないと校長が認める場合は、自宅待機とする。

8 大規模地震が発生した場合

- (1) すみやかに身の安全を確保する。揺れがおさまったことを確認した後、下記の対応を行う。
 - ア 登下校中の場合
周囲の状況を確認し、避難場所等の安全な場所へ避難する。
 - イ 在校時の場合
生徒は定められた手順で避難する。通学路の安全を確認した上で下校を開始する。

すぐに下校できない生徒は、学校で待機する。

ウ 在宅時の場合

避難対象地区内に居住する生徒は、周囲の状況を確認し、避難場所等の安全な場所へ避難する。

(2) 被害状況等を学校に報告する。(災害用伝言ダイヤル「171」を使用する)

また、本校職員が下記のいずれかの方法で安否確認等を行う。

ア 自宅に電話

イ 災害用伝言ダイヤルの確認

ウ 最寄りの避難所に出向き調査

○ 災害用伝言ダイヤルの利用方法

① 安否・被害状況についての学校への連絡する場合（録音）

「171」→「1」→自宅の電話番号→「録音」

例. 「1年A組〇〇〇〇です。自分も家族も無事ですが、現在△△小学校に避難しています。」

② 学校の再開について確認する場合（再生）

「171」→「2」→「0565-31-0313」→「再生」

9 校則見直しの手続きについて

- 1 生徒会は、校則の変更（追加、改正又は廃止）について、生徒議会の審議を経て、承認を得た後、校長に対し、校則の変更を求めることができる。
- 2 生徒指導主事は、前項の規定に基づく求めがあったとき、又は、校則の変更が必要と判断したとき、PTA役員等からの意見も聴取し、生徒指導部会を経て、職員会議でその内容を諮り、議論する。
- 3 校長は、生徒議会での審議やPTA役員等からの意見、職員会議での議論、本校のスクールポリシーを踏まえ、校則の変更について決定する。
- 4 校則の変更については、生徒・保護者に周知する。